［別表を削る。］

法第百三十条第二号に係る細目	一　第八十七条第一号に規定する額（損害保険会社にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二　第八十七条第一号の二に規定する額 二　第八十七条第二号に規定する額 二の二　生命保険会社にあっては、第八十七条第二号の二に規定する額 三　第八十七条第三号に規定する額 四　第八十七条第四号に規定する額 五　損害保険会社にあっては、第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（外国保険会社等））

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百二条第一号に係る細目	一　第百六十一条第一項第一号に規定する額 二　第百六十一条第一項第二号に規定する額 三　第百六十一条第一項第三号に規定する額 三の二　外国損害保険会社等にあっては、第百六十一条第一項第三号の二に規定する額 四　第百六十一条第一項第四号に規定する額 五　第百六十一条第一項第五号に規定する額 六　第百六十一条第一項第六号に規定する額 七　その他金融庁長官が定める額 八　法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百二条第二号に係る細目	一　第百六十二条第一号に規定する額（外国損害保険会社等にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二　第百六十二条第一号の二に規定する額 二　第百六十二条第二号に規定する額 二の二　外国生命保険会社等にあっては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三　第百六十二条第三号に規定する額 四　第百六十二条第四号に規定する額 五　外国損害保険会社等にあっては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額